

○ 個別避難計画作成モデル事業取組の経緯

(平成26年5月30日愛知県公表)

・過去の災害等

伊勢湾台風以降それほど大きな被害は受けていないが、南海トラフ地震の被害予測では、右の表のとおり大きな被害が予想されている。

		揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
過去地震最大	倒壊 (棟数) 冬夕方6時	約90	約10	約30	約10	約200	約1,200
	死者 (人数) 冬深夜5時	約60		約20	5未満	5未満	約80

・個別避難計画作成モデル事業に取り組むきっかけ

避難行動要支援者800名以上が存在しているにもかかわらず、個別避難計画が1件も作成できていない現実の打破  
災害対策基本法の改正による町の個別避難計画作成の努力義務化及びそれに伴い国が交付税措置を講じたこと。

○ 個別避難計画を作らなければならないという防災課の意思、関係者の「意気込み」「姿勢」「熱意」等

防災課：いつ起こってもおかしくない南海トラフ地震の現状に鑑み、個別避難計画の作成が急務であることから、目標をできるだけ早く設定（町の目標：2年以内と設定）することによって、効率的な個別避難計画作成を目指した。  
地域住民（自主防災会）：町の本事業への取組について、自主防災組織連絡協議会において合意、前向きに取り組むこととされた。  
老人ホーム、病院等：本事業に協力するため、通所又は通院している避難行動要支援者の個別避難計画を作成することとされた。  
避難行動要支援者本人、家族：個別避難計画の作成を希望している。

○ 個別避難計画を作成して良かったという声

要支援者	・地震発生時、避難場所まで一人では行けないことが分かっていたので、そのまま、自宅にいるしかないと諦めていたが、必ずではなくとも来てくれる人を決めてもらい安心した。
支援者	・要支援者の症状や障害との関係で避難の際に配慮する事項が分かり避難支援し易くなった。 ・普段から知っている人だから、災害時に安否確認する必要性を感じていたが、避難計画を作成することにより普段生活している部屋など個人的には聞きにくいことなどを知ることができ災害時の安否確認などの対応がし易くなった。
福祉関係者	・福祉避難所として開設した場合、一般の避難者も避難してきたときの対応について心配していたが、個別避難計画を作成することにより、事前に誰が避難してくるか分かるとともに、併せて締結した協定に基づき、一般に避難者をの受入れを断れることから安心して福祉避難所として開設できるようになった。
自主防災会	・個別避難計画作成の必要性は理解していたものの、計画を作成する方法をあまり理解していなかったこともあり、これまで作成していなかったが、実際に作成してみて、具体的な手順などが理解でき、今後、自主防災会としての定常業務として対応していけると思った。

## ○ モデル事業の1年間における取組のポイント

### ・ アピールポイント

地域で避難行動要支援者を支えて行くことを重点とし、避難行動要支援者の登録申請をした人の個別避難計画を、令和5年度中に全て作成することを目標とした。これにより、避難行動要支援者の災害時の安全な避難に貢献できるものとする。

また、特別養護老人ホーム等との協定により、個別避難計画で予め指定された福祉避難所へ直接避難ができるようにしたことで、災害時の業務削減と避難の受け入れ先の確保が期待できる。

### ・ 力を入れた点

個別避難計画作成の上でポイントとなる支援者を確保すること、及び効率的に計画を作成するため、以下の点について力を入れて取り組んだ。

- ・ 平時のボランティアとして支援者の募集広報を始めたこと。
- ・ 支援者は、個人ではなく団体や組織でも対応できれば支障はないとしたこと。
- ・ 支援者は、要支援者の状況に応じて1人でも支障はないとしたこと。
- ・ 支援者のできることを細分化し、支援者になり易くしたこと。注⇒
- ・ 支援者に対する支援内容の不安を取り除く説明を要望に応じて実施
- ・ 地域調整会議を設置し、避難支援等関係者との情報共有により効率的な計画作成を目指したこと。

注) 避難支援等実施者が行う避難支援等  
・ 平時の見守り活動や避難訓練  
・ 高齢者等避難などの避難情報の伝達  
・ 安否確認  
・ 自宅の2階への避難を手伝うこと  
・ 避難所への立ち退き避難に同行すること  
・ 在宅避難の支援  
・ 避難所での避難生活の支援等  
避難支援の在り方は多様です。当町においては、その人ができることだけを引き受けていただくことでもよいと整理しました。

### ・ 取組の重点

- ・ 避難行動要支援者全員の個別避難計画の早期作成
- ・ 避難訓練に避難行動要支援者本人又は家族に参加してもらうことで実効性を確保

## ○ ノウハウ共有ミーティングなどで、他のモデル団体が発表した（発言した）取組について、課題を乗り越えるために参考としたもの

- ・ 事務局、委員及び長泉町の助言により、支援者の条件（家族以外2名の支援者の指定、他の要支援者との競合禁止）を緩和したこと、及び支援者に対する支援内容の不安を取り除くことなど。
- ・ 伊勢市の実施例を参考に、これまで取り組んでいなかった本人又はその家族による個別避難計画作成について推進すること。

**○ 取組開始時点で課題と考えていたこと**

- (1) 取組当初の課題  
避難支援者の確保が困難なため、個別避難計画の作成が進んでいない。
- (2) 取組の中での課題  
ア 本人や家族が作成を推進する方策がなされていない。  
イ 大学生や難病患者等に対する個別避難計画の作成が進んでいない。

**○ 得られた成果**

- (1) 個別避難計画作成件数：50件
- (2) 支援者の指定を緩和したことにより、下記の作成が見込まれることとなった。  
ア 現在作成中の件数（主に老人ホーム、病院、防災意識の高い自主防災会等）：約10件  
イ これから作成する件数（主に自主防災会等）：約60件

**○ 成果が得られなかったこと**

- (1) 本人・家族による個別避難計画作成について促進に関すること。
- (2) 地元日本福祉大学に通学する大学生及び難病患者等の個別避難計画の作成に関すること。

**○ 成果を得ることが「できた」理由**

- (1) 防災意識の高い自主防災会では、会員自体が支援者となっていることから支援者が指定しやすく計画作成に繋がった。
- (2) デイサービスの顧客が避難行動要支援者になっている老人ホーム等では、顧客情報をすでに保有していることから計画作成に繋がった。

**○ 成果を得ることが「できなかった」理由**

- (1) 担当課の業務多忙のため、本人・家族による個別避難計画作成について促進する対応（広報、啓発及びマニュアルの作成など）及び大学との具体的な個別避難計画作成に係る調整ができなかった。
- (2) 難病患者の名簿情報の更新時期が10月であったこと、及び小児慢性特定疾病医療費助成対象者が保健所に依頼した難病患者の名簿提供依頼文書に含まれていないことを知らなかったことから難病患者等の個別避難計画の作成着手が遅れた。

**○ 今後の対応**

- (1) 未入手の小児慢性特定疾病医療費助成対象者の名簿提供依頼を保健所に行く。
- (2) 本モデル事業により得られた成果を美浜町避難行動要支援者支援プラン（全体計画）に反映
- (3) 本人・家族による個別避難計画が作成できるような具体的な作成手順を示したマニュアルの作成
- (4) 本人・家族による個別避難計画作成の広報及び勧奨通知
- (5) 地域調整会議開設要綱の制定
- (6) 地元大学生の個別避難計画作成のための大学との調整

○ 美浜町実施結果概要（令和5年2月28日現在）

項目	回数	延べ参加者	作成件数	経費等（円）
個別避難計画作成に関する取組に投入したリソース（1件につき平均3名（要支援者、支援者、作成者））		159	50	271,000
庁内外の関係者が協働する体制づくりのための調整や打ち合わせの回数、のべ参加者数（日本福祉大学教授との打ち合わせ）	4	11		90,000
地域、福祉専門職などを対象とした出前講座（布土区1回／60名）、個別説明（奥田中区長2回／2名）、説明会（自主防災組織連絡協議会2回／49名、奥田南区1回／11名）等の実施回数、のべ参加者数	6	122		—
個別避難計画に基づく避難訓練の打合せ	1	6		—
地域調整会議の開催数、のべ参加者数、経費（会議受付名簿から）	3	58		214,262
個別避難計画作成の取組に関わった関係者数、延べ日数等の合計	14	356	50	575,262

- ・ 広報誌により平時からのボランティアとして避難行動要支援者の支援者の募集を開始（7月以降、町ホームページ及び広報誌9月号に掲載）、7名の支援者を得た。
- ・ 災害時医療看護研修会に参加している町在住の潜在看護師へ避難支援者の募集を手紙で実施、3名の支援者を得た。
- ・ 町在住難病患者へ避難行動要支援者登録の案内を送付、33名の方から避難行動要支援者の登録申請を受けている。
- ・ 町在住外国人への避難行動要支援者登録の案内を起案、作成、配布について検討中

○ **今まで個別避難計画の作成に取り組んできた中で成果が得られたことを踏まえ**

- ・まず、担当者自身が個別避難計画を1件作成し、具体的な手順や要する労力、時間を把握する。
- ・老人ホーム、自主防災会への個別避難計画作成の具体的な事前説明を行い、要望があれば同行するなど負担を軽減し、作成を依頼する。
- ・個別避難計画に記入する支援者の条件を緩和する。  
支援者：家族1名、或いは、顔合わせを条件に区会や自主防災会員（班長名）でも可等  
支援者の支援事項：安否確認だけでも可  
必ずしも支援ができないこともあることや責任に問われないことなどを計画に記載
- ・支援者をボランティアとして広く募集すること。
- ・個別には、区会役員、自主防災会員、民生委員、退職した看護師・自衛官・消防署員等ボランティア意識の高い方が受けていただき易い。

○ **今まで個別避難計画の作成に取り組んできた中で成果が得られなかったことを踏まえ**

- ・本人・家族への個別避難計画について避難行動要支援者として登録するときから説明する。
- ・家族が支援者の場合、できれば登録時に個別避難計画も一緒に提出してもらう。

個別避難計画作成モデル事業実施結果（令和5年2月28日現在）

団体名	取組み関係者	作成件数	会議等参加回数	会議等参加者数	経費	所見等
赤十字奉仕団	0	0	2	3		・個々年齢が高く協力が得られにくい。 ・団員の募集から始めなくてはならない。
ピラオレンジ	27	9	4	6		・計画の確認と更新を定期的実施することが重要 ・歩行困難や車イス避難の方の計画は、困難
防災課	0	0	6	65	554,262	・経費の内訳：講師料、個別避難計画作成委託費、諸謝金、文字起こし
福祉課	0	0	3	6		・業務多忙のため、作成できなかった。
住民課	0	0	3	3		・町居住外国人への避難行動要支援者登録の案内を作成
健康・子育て課	0	0	3	3		・業務多忙ため、作成できなかった。
美浜緑苑自主防災会	72	21	3	6	21,000	・要支援者自身が登録を忘れている。
半田保健所	0	0	3	5		・美浜町在住の難病患者の情報提供 ・各機関との情報、協働 ・ADL、自立度、医療用電源の確保などから優先順位がつけられると良いと感じる。
居宅介護わたなべ			2	2		(調整会議)
サンバーデン	30	10	2	2		(調整会議)
社会福祉協議会	0	0	2	3		(調整会議)
民生委員	0	0	1	1		(調整会議)
布土区	0	0	1	60		(出前講座)
河和区	21	7	0	0		(自宅訪問)
奥田中	0	0	2	2		(区長との個別説明)
奥田南	0	0	1	11		(区会での説明会)
柿並区	3	1	3	3		(調整会議、避難訓練打ち合わせ)
厚生病院	6	2	3	3		・家人の作成協力が得られない。避難行動要支援者の申込事実を認識していない。 ・各事業所との災害時の情報共有 ・医療職と介護職や地域包括支援センターがカルテなどの情報を共有するネットワーク（浜カッパ）を活用し計画作成に役立てられないか。
日本福祉大学	0	0	5	13		・大学オリエンテーションでの説明実施 ・ベアリングすることで2次災害にならないか（東日本大震災の民生委員） ・タイムラインをベースとした研修の実施 ・コミュニティーとして避難支援が必要な人がいることを認識し、関与する土壌が必要
合計	159	50		197	575262	

取組み関係者：個別避難計画作成関係者

会議等回数：調整会議及び説明会等の回数

会議等参加者数：調整会議及び説明会等の参加者数

# 「平時からボランティアになりませんか？」 「避難支援者」を募集します

災害時に「避難行動要支援者」である高齢者や体の不自由な方等が、安全な場所へ避難するため、お手伝いいただける方を募集します。

「避難支援者」は、「避難行動要支援者」のそれぞれの事情に合わせて作成する「個別避難計画」に基づいて避難支援をしていただきます。

なお、避難支援は、ご自分の安全を確保した上での実施となります。



## 【避難支援者になるには】

### ①「避難支援者」の登録申請

ご協力いただける方は、氏名、住所、連絡先などを登録していただきます。

登録方法は、次の4つからお選びください。

■ 窓口登録 …………… 役場2階 防災課 窓口

■ 電話登録 …………… ☎82-1111(内線208)

■ ファックス登録 …………… 82-4153

■ メール登録 …………… bosai@town.aichi-mihama.lg.jp

### ②「避難行動要支援者」との顔合わせ

自主防災会や福祉関係者等を通じて「避難行動要支援者」との顔合わせのための日程調整を行います。その後、「避難行動要支援者」と顔合わせを行い、「個別避難計画」に支援者として記載することについてお互いに合意していただきます。

### ③個別避難計画の保管

自主防災会や福祉関係者等が、個別避難計画を作成します。

作成した個別避難計画は、「避難支援者」、「避難行動要支援者」および「町」がそれぞれ保管します。

## 【避難支援者を辞退する時】

「避難支援者」を辞退する際は、必ず個別避難計画を町に返却してください。

● 問合せ 防災課 内線207・208